

令和元年度 第1回

前橋市国民健康保険運営協議会

議 事 録

日時 令和元年8月21日（水）

午後1時55分～午後3時15分

場所 前橋市役所 11階 北会議室

国民健康保険運営協議会事務局（健康部国民健康保険課）

出席委員等

1 出席委員（13人）

- (1) 被保険者代表
加邊宏味委員、坂入一枝委員、三浦隆委員、森良弘委員
- (2) 保険医・保険薬剤師代表
佐治和喜委員、佐藤岳彦委員、村上芳弘委員、吉松弘委員
- (3) 公益代表
太田茂委員、時田詠子委員、萩原利通委員
- (4) 被用者保険代表
廣田奈々委員、蒔田洋委員

2 欠席委員（1人）

公益代表 野中和三郎委員

3 事務局

齋藤健康部長、岡田国民健康保険課長、白石課長補佐(兼)国保医療係長、伊藤管理係長、星野賦課係長、利根川保健指導室長、小野山副主幹、石原副主幹、宮澤主任

4 傍聴人

1人

5 議事

(1) 会長等の選任について

(2) 報告事項

- ア 平成30年度前橋市国民健康保険特別会計決算見込について
- イ 令和元年度前橋市国民健康保険特別会計予算について
- ウ 保健事業の取組状況について

(3) その他

議事内容

1 開会 岡田国民健康保険課長（進行役）

進行役より、本協議会は協議会規則第8条の規定に基づき、公開となる旨、了承を求めた。

2 議事

進行役より、会長及び会長職務代理者が5月末で任期が満了し、現在空席であるとの説明がある。会長が選任されるまでの間、進行役が座長となり議事を進行した。

委員に対して成立要件の確認が行われ、委員13名の出席により、協議会規則第5条の規定に基づき、

本協議会が成立していることが報告された。

なお、委員改選後初めての運営協議会であるので、委員の自己紹介に続いて事務局の紹介を行った。

(1) 会長等の選任について

伊藤管理係長から、会長等の選出区分について国民健康保険法施行令第5条に基づき、公益を代表する委員のうちから選任するとの説明があった。進行役より委員に意見を求めたところ、特に無かったため、事務局案として、会長候補に萩原委員、会長職務代理者に時田委員を提示した。出席した全委員の了承を得た後、萩原会長及び時田会長職務代理者より挨拶を行った。

会長の選任により、協議会規則第6条の規定に基づき、萩原会長が議長となり議事を進行した。

なお、審議に先立ち、会長から協議会規則第9条に基づき、2人の議事録署名人（被保険者代表から森良弘委員、被用者保険代表から蒔田洋委員）が指名された。

(2) 報告事項について

事務局より、「報告事項説明資料」に基づき説明した。

【事務局説明：伊藤管理係長】

ア 平成30年度前橋市国民健康保険特別会計決算見込について

報告事項ア、平成30年度前橋市国民健康保険特別会計決算見込について説明させていただく。報告事項説明資料の表紙をめくっていただき、資料1をご覧ください。

内容の説明の前に、平成30年度から国民健康保険制度が都道府県化したことによる国保特別会計の変更点について、概略の説明をさせていただく。

国民健康保険制度は、平成29年度まで、市単独で運営していたが、平成30年度からは、都道府県化により市の国保特別会計の上に、群馬県の国保特別会計が新たに設けられ、県と市の二つの階層の会計に分かれて運営されている。

その影響で、市の国保特別会計の予算決算科目の構成について、平成30年度から一部に変更が生じ、廃止となった科目や新たに追加された科目がある。廃止、新設の部分は、表中の斜線で表現している。

なお、これまで市の国保特別会計にあった一部の歳入、歳出科目が、県の会計へ移行したことから、市の国保特別会計の決算総額の規模としては、全体で15%程度縮小している。

都道府県化前後の会計をイメージしていただくための資料として、報告事項説明資料の下に配布して有る、カラー刷りの左上に「前橋市：参考資料（県運協）」とある資料をご覧ください。

標題に国保制度改革の概要とある面をご覧ください。これは以前、群馬県が国保運営協議会の時に配布した資料である。

ページ上半分の国保制度改革の概要だが、安定的な財政運営や効率的な事業運営のために、国保制度を県と市町村との共同運営に改正した内容の説明となっている。

資料の下半分の改革後の国保財政の仕組み（イメージ）をご覧ください。点線の左側の平成29年度までとあるのが、都道府県化以前の国保会計の状況である。ご覧のとおり、市町村単独で会計が完結しているものである。

次に点線から右側の平成30年度以降とあるのが、都道府県化後の国保会計の状況で、上に都道府県の国保特別会計、その下に市町村の国保特別会計と二層に分かれており、納付金と交付金のやり取りで結びついているものである。裏面には、さらに詳しい内容が説明されている。後ほどご覧ください。

以上、制度改革に伴う、会計の変更点の概略についての説明とさせていただきます。

続いて、内容について説明させていただく。資料の左半分が、歳入決算となる。左から3列目、見出しの②30年度決算額の欄を中心に説明させていただく。

まず、歳入科目 1 国民健康保険税であるが、74億4,064万9千円となっている。対前年度比

較で4億2,674万6千円の減、マイナス5.4%となっている。その主な要因であるが、国保税率のマイナス改定、国保加入者数の減少、国保税軽減基準の拡充等による現年課税分調定額の減少などによるものである。

なお、収納率については、資料に記載はしていないが、現年課税分で94.92%、滞納繰越分は28.16%、合計では86.44%となっており、前年度の合計収納率86.31%と比べて、0.13ポイントの上昇となっている。

他の市の平成30年度収納率については、現在照会中である、29年度現年課税分の収納率で申し上げますと、県内12市では5位、中核市48市中では4位となっている。

次に、3 国庫支出金であるが、国民健康保険制度改革により、災害臨時特例補助金を残し、全て県に移管されたので、決算額は災害臨時特例補助金の142万4千円のみとなっている。

次に、4 県支出金であるが、国民健康保険制度改革により普通交付金と特別交付金が新設された。普通交付金は市が給付に要した費用の大半を県が負担するためのもので、227億3,703万9千円となっている。

特別交付金は、市町村ごとの特殊事情や、市町村の独自の取組に対する支援金などで、8億8,884万4千円となっている。この特別交付金8億8千万円あまりの一部について、補足するが、昨年開催した平成30年度第2回国保運営協議会の収支見込説明の中、新たに財源を確保する取組として、国に対し「結核・精神の疾病に係る医療給付の額が多額であること」の項目を申請すると伝えた。申請は無事を通り、新たに1億1,421万3千円の歳入を確保することができた。

なお、カッコで囲われている、高額医療費共同事業負担金等、財政調整交付金等の2つは、都道府県化により廃止になった項目である。

一つ飛ばして、6 繰入金であるが、26億5,605万2千円、対前年度比較で1,965万円の増、プラス0.7%となっている。その内訳であるが、保険基盤安定繰入金が18億3,355万4千円で、対前年度比で5,293万5千円の減、マイナス2.8%である。これは、保険税の軽減分を補填するものだが、被保険者数の減少に伴い歳入決算額が減少したものである。内訳のもう一つの一般会計繰入金は、8億2,249万8千円、対前年度比較で7,258万5千円の増、プラス9.7%となっている。一般会計繰入金については、一般会計繰入金のうちの財政安定化支援事業に関し、軽減判定に用いる国の基準が変更されたことにより軽減世帯の割合が増加したため、その繰入額が増加したものである。

次に、7 繰越金であるが、前年度からの繰越金7億4,398万5千円となっている。資料の右下の欄外の小さな囲みの中の翌年度への繰り越しの真ん中に7億4,398万5千円と有るが、すぐ下にある4億5,493万7千円は、その7億4,398万5千円中のうち、翌、平成30年度中に国等へ返還したものである。

次に、8 諸収入であるが、これは、国保税延滞金収入や、国保資格を失っているにも関わらず、国保の保険証を誤って使用した人から、保険給付費相当額を徴収した不当利得返納金などで、1億8,690万9千円、対前年度比較で717万2千円、3.7%の減となっている。

こうして、歳入合計の決算額は、346億5,570万2千円で、対前年度比較で68億6,920万9千円の減、マイナス16.5%となっている。

続いて、資料の右半分が歳出決算となるので、説明させていただく。

歳出科目、1 総務費であるが、4億8,756万1千円、対前年度比較で1,961万6千円の増、4.2%の伸びとなっている。この1,961万円あまりの増の内訳としては、先ほど、歳入の4県支出金の特別交付金の部分で、新たな歳入の確保策として、結核・精神の疾病に係る交付金を国に申請した内容の説明をさせていただいた。その申請には、データ作成費用等1,890万円の経費が掛かっているが、先ほどの説明のとおり、経費以上の財源の確保を図ることができた。

次に2 保険給付費であるが、229億2,165万円となっている。これは、国保加入者数の減少、薬価引下げの影響などから大きく減少し、対前年度比較で8億210万2千円の減、マイナス3.4%と

なっている。

次に3 国民健康保険事業費納付金であるが、これは制度の都道府県化により、市町村国保特別会計の歳入となった保険税等を群馬県に納付するもので、100億743万8千円となっている。

次に4 共同事業拠出金であるが、国保制度の都道府県化により大幅に科目、決算額とも縮小しており、決算額は5千円となっている。

一つ飛ばして、6 保健事業費であるが、これは、特定健康診査及び特定保健指導に係る事業費、並びに、医療費通知、ジェネリック医薬品の差額通知及び人間ドックの助成等に係る費用の支出である。決算額は2億5,965万1千円、対前年度比較で1,091万9千円の増、プラス4.4%となっている。

7 基金積立金から10 予備費までは、省略させていただく。

このように、歳出合計の決算額は、342億2,680万1千円で、対前年度比較で57億9,412万5千円の減、マイナス14.5%となっている。下段にある収支差引残額4億2,890万1千円については、決算剰余金処分として、3億円を国保基金に積み立て、残りの1億2,890万1千円を翌年度に繰り越した。積み立て後の国保基金の残高は、現時点で30億3,377万8千円となっている。

なお、令和元年度予算では、基金から約12億円を取り崩す予定となっている。

令和元年度以降の国保特別会計の見通しについてだが、冒頭に説明させていただいたとおり、平成30年度からの都道府県化により、市の国保特別会計と、群馬県の国保特別会計と、二つの階層の会計に分かれて運営されている。都道府県化の前は、市として、前期高齢者交付金や後期高齢者支援金等の過年度精算を行い、国の負担額の見込等を行うなど、市独自の国保特別会計の運営ができていた。都道府県化後の現在は、財政運営の主要な部分を県が担う仕組みとなっており、本市としては、県の指示を受けながら運営をしているところである。令和元年度会計については、県において算定する前期高齢者交付金の見込や、国負担金の見込が大きくなり、市が県に支払う納付金が増加する影響が出てしまった。その対応として、本市では基金から12億円を取り崩す対応となったところである。

なお、平成30年度から数年の間は、制度移行に伴う激変緩和措置が講じられているが、これは徐々に縮小される予定となっており、本市としては、このことも今後の見通しが難しくなっている要素である。

都道府県化の制度がスタートし、国、県、市ともに安定的な国保制度の運営に努めている状況であるが、説明させていただいたとおり、先行きを読むことが難しいことも有り、暫くの間は特に注意深く制度を運営して参りたいと考えている。

以上で、資料1の説明とさせていただきます。

イ 令和元年度前橋市国民健康保険特別会計予算について

引き続き、報告事項イ、令和元年度前橋市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料の2枚目、資料2をご覧ください。まず、資料の左半分が、歳入予算となる。左から3番目の列「②令和元年度当初予算欄」を中心に説明させていただきます。

歳入科目、1 国民健康保険税であるが、令和元年度当初予算では71億8,685万6千円を計上し、前年度予算に対し、2億4,782万1千円の減、マイナス3.3%となっている。この減少の要因は、国保加入者数の減少見込みによるものである。

一つ飛ばして、3 国庫支出金である、災害臨時特例補助金のみ1千円を存目計上している。

次に、4 県支出金であるが、239億2,794万5千円を計上し、前年度予算に対し、2億1,462万4千円の減、0.9%のマイナスとなっている。この減少の要因は、歳出予算の2 保険給付費の減少に伴うものである。

一つ飛ばして、6 繰入金であるが、36億9,562万3千円を計上し、前年度予算に対し、10億850万4千円の増、プラス37.5%となっている。この増加は、繰入金のうちの一番下の基金繰入金が、平成30年度の1億5千万円から、令和元年度は11億9,344万8千円と、10億4,344万8千円の増加になったことによるもので、増加の理由としては、歳入の1の「国民健康保険税」が前年度

に比べ、2億5千万円ほど減少し、さらに歳出の3 国民健康保険事業費納付金が昨年度に比べ7億8千万円あまり増加したことで、併せて10億5千万円程度の財源が不足したことによるものである。

一つ飛ばして、8 諸収入であるが、これは国税税延滞金収入や、不当利得返納金などで、1億7,481万9千円を計上している。

続いて、資料の右半分が歳出予算となるので、説明させていただく。

歳出科目、1 総務費であるが、5億550万8千円を計上し、前年度予算に対し、271万6千円の増、0.5%の伸びとなっている。

次に、2 保険給付費であるが、給付の見込から、232億3,693万円を計上し、前年度予算に対し、2億1,656万4千円の減、マイナス0.9%となっている。

次に、3 国民健康保険事業費納付金は、107億8,780万8千円を計上し、前年度に対し、7億8,036万8千円、7.8%の増加となっている。

次に、二つ飛んで、6 保健事業費であるが、2億6,098万円を計上し、前年度予算に対し、1,023万4千円、3.8%の減となっている。

次に、7 基金積立金については、基金利息分の積立を見込んだものである。

8 公債費から10 予備費までは、説明を省略させていただく。

こうして、令和元年度予算の合計は、資料の一番下の行をご覧くださいと、歳入歳出合計でそれぞれ、349億8,615万3千円を計上し、前年度予算に対し、5億5,808万6千円の増、プラス1.6%となっている。

以上で、資料2の説明とさせていただきます。

なお、参考までに、今年6月診療分までの医療費の動向である、前年同月比で2.85%の減少となっている。

以上で、国保特別会計の平成30年度決算見込、令和元年度予算についての説明とさせていただきます。

【萩原議長】ただいま、事務局から説明があった報告事項アとイについて、ご意見、ご質問等があったらご発言願う。

【三浦委員】平成30年度の決算の被保険者数は何人なのか。

【伊藤管理係長】年度末現在で76,592人である。

【三浦委員】一人当たり調定額はどのくらいなのか。

【伊藤管理係長】95,372円である。

【三浦委員】総所得に対してどのくらいの割合なのか。

【伊藤管理係長】15%程度である。

【三浦委員】健康保険組合や協会けんぽ等は所得に対する割合が10%程度であり、料金負担は事業所と折半であるため実質的には5%程度であるから、それらと比べると約3倍の負担であるが、その辺りはどのようにお考えか。

【伊藤管理係長】国保の構造上、加入者の負担が増えている傾向であり、そういうところからの安定的運用ということで都道府県化の動きとなった認識である。

【三浦委員】年金生活者が国保の加入者の50%以上を占めていると思うが、加入者の負担が今後も増えていくということか。

【伊藤管理係長】都道府県化のスキームになっても、インセンティブ交付金等の個別公費で歳入を確保し、加入者の負担が増えないように努めていきたい。

【三浦委員】医療費は全体で減っているが、一人当たり医療費はどのくらいなのか。下がっているのか。

【伊藤管理係長】一人当たり医療費は34万円3千円程度である。医療費全体としては下がっているが、被保険者の減少幅が大きいため、一人当たり医療費は逆に増加している状況である。

【三浦委員】平成30年度末の基金残高が30億、令和元年度で12億円取崩すということは、令和元年度末の基金残高は18億円になるということか。

【伊藤管理係長】12億円取崩すことで計算上の残高は18億円になるが、決算剰余金を増やすことができれば基金に積み立てることができる。都道府県化したことで、今までより決算剰余が生まれにくい構造にはなったが、インセンティブ交付金等の個別公費で歳入を確保することによって、決算剰余を増やすことは可能であり、今後も決算剰余を増やす努力をしていかなければならない。剰余金を積み立てることで、令和元年度末での残高が20億円程度にはなる見込みである。

【佐治委員】一人当たりの国保税が9万5千円で、一人当たりの医療費が34万円だとすると、他からの資金がないと制度的に成り立たないと思われるが、保険者としてどのようにお考えか。

【伊藤管理係長】配布資料を参考にさせていただきたいが、医療費に対する財源は、県レベルだと国保税、国・県からの公費、各保険者からの前期高齢者交付金とで成り立っている。保険者としては国民健康保険を安定期に運営すると共に加入者の負担を減らしていけるように努めなければならない。市・県ともに個別公費を確保する取組を強化していくことで加入者の負担を減らしていきたいと考えている。

【事務局説明：利根川保健指導室長】

ウ 保健事業の取組状況について

報告事項ウの保健事業の取組状況について、ご説明申し上げます。

今年度の保健事業の取組状況について、新規項目や拡充項目について報告させていただく。

こちらのチラシ「特定健診特別金利定期預金」をご覧ください。

まずは今年度の新規項目である特定健診特別金利定期預金事業についてである。本事業は、地域活性化等を推進するため、本市とあかぎ信用組合が連携協定を締結し、その連携事業の一つとして、特定健診を受診した人を対象に、定期預金の金利優遇事業を実施するものである。事業の実施主体は、あかぎ信用組合である。本市の特定健診の受診率向上を目的として、6月1日から募集を開始している。契約に必要なものは、前橋市特定健診記録票などの健診を受診したことがわかる書類、本人確認書類、印鑑、国民健康保険被保険者証となっている。商品内容や預け入れ金額等の詳細については、配布したチラシでご確認いただきたい。

なお、資料はないが、今年度、第一生命保険株式会社とも連携協力に関する包括協定を締結し、健康増進に関することとして、受診率向上のため、健診受診啓発チラシを第一生命保険株式会社が家庭訪問する際に配布する事業を実施する予定であるので、併せてご報告させていただく。

続いて、「令和元年度 国保健康ポイント」のチラシをご覧いただきたい。

今年度の拡充項目である、今年度の国保健康ポイントについてである。昨年度から実施している国保健康ポイントであるが、昨年度は557人に本制度を利用いただいた。今年度も引き続き国保健康ポイントを実施し、特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上を図っていきたいと考えている。

昨年度からの変更点は、対象要件の拡充である。昨年度の対象要件は、「昨年度の特定健診は未受診で今年度は受診した方」を前提として、特定健診受診者に3ポイント、特定保健指導を開始した人に2ポイント、がん検診受診者に2ポイント、成人歯科検診受診者に2ポイントを付与していた。

今年度は、特定保健指導をより多くの人に利用してもらえるよう、対象要件に、「今年度の特定健診に基づき、特定保健指導（初回）を開始した方」を追加し、対象者には5ポイントを付与することとする。なお、この対象者には「昨年度の特定健診は未受診、今年度は受診した方」の要件は必要ない。その他については、昨年度と同様で変更点はない。

最後になるが、本年5月中旬に発送した前橋市健康診査受診シールについてのお願いである。

この封筒右下にもある通り、前橋市民は無料で受診することができる。中身をご覧いただくと、今年度の健診該当項目が記載されているので、受診シールの封筒は必ず開封していただくようお願いしたい。

4月1日号の広報配布時に全戸配布した「健康のしおり」に詳しい内容や、受診できる医療機関一覧などが掲載されている。子どもから高齢者までの健康や救急に関するものが網羅されているので、ぜひ目を通して有効活用していただきたい。

保健指導室としても「受診シールを使って検診を受けよう」のような、受診シールの封筒と同じ色のオレンジ色である勸奨チラシを作成し、意識の高い方が参加しているAED講習会や、国保加入者が多いと思われる飲食店や理容師・美容師組合の方が集まる会議等で案内している。今後とも特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上を目指していくので、ご協力いただきたい。

以上、報告事項のウ「保健事業の取組状況について」の報告させていただく。

【萩原議長】 ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等あったらご発言願う。

【三浦委員】 特定健診、保健指導の受診率がそれぞれ42%、22%程度と低迷しているが、こういう取組がもっと進んでいけば、結果として県支出金が増えることに繋がると思う。都道府県化になって自由度が減ってしまい収入を増やすには国保税か県支出金を増やすしか方法がない中、前橋市は頑張っている印象である。特定健診で特に50歳代の受診率が低いとのことだが、若年層の受診率を上げることができれば、さらに何億円か交付金を増やすことができると思うがどうだろうか。

【利根川保健指導室長】 保険者努力支援制度の市町村に対するインセンティブの交付金については、データヘルス計画の目標値を達成できるよう、かつ保険者努力支援制度のポイントを更に獲得できるように努めたい。また、働いている人が受診しやすいように、がん検診とセットで受診できる国保総合健診を年に10回土日祝日に実施しており、受診勸奨にも努めているところである。

【三浦委員】 規模で見ると高崎の次が前橋であるが、高崎の基金残高45億円に比べると前橋の残高は厳しいのではないかと。令和3年度に県が方向性を示すということだが、保険料率を統一し、団塊世代が後期に移行した2025年以降は医療費が落ちるだろうがそこまでどう運営していくのか、考えを聞かせていただきたい。

【岡田国民健康保険課長】 都道府県化に伴い、市町村の自由度が低くなっているため、独自の取組として獲得していく資金も難しいところがあるが、特定健診を含めまだ獲得していないポイントもあるので、更に獲得できるように戦略的に施策を進めていきたいと考えている。

【太田委員】健康ポイント制度について、557人が利用したとのことだが、目標としている数字より多かったのか少なかったのか。また、今年度はどの程度利用者数を増やしていきたいのか聞かせていただきたい。

【利根川保健指導室長】特定健診の対象者は約55,000人だったため、557人は約1パーセントの方が利用したことになり、目標は達成したと考えている。今年度は対象条件を拡充したため、前年度の特定保健指導を利用した約550人を上乗せして目標値としている。

(3) その他について

【事務局説明：伊藤管理係長】特になし。

【萩原議長】他にご意見、ご質問等があったらご発言願う。

【蒔田委員】協会けんぽは被用者保険であるが、加入者はいずれ国保の加入者となるため、早い段階で糖尿病重症化予防への取組をしていきたいと考えている。健康づくりの包括協定を6市と結んでいる中の1市が前橋市であるが、前橋市の保健事業はいろいろな取組を行っていると感じる。協同事業の1つに、前橋市ががん検診を実施している医療機関で協会けんぽの加入者も受診できる、共に特定健診・がん検診の受診率をあげるような取組をしている。案内も今月中に送付する予定である。被用者保険と国保という枠組みを超えて取組を協力して継続していきたいと考えている。

【三浦委員】高崎市はがん検診が有料である。前橋市が無料で受診できることが周知されていないと感じるので、もっとアピールしていった方が良い。

3 閉 会 岡田国民健康保険課長

・・・以 上・・・